

## 付記 「Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットまとめてパック」 付属約款

本付属約款は、「Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットまとめてパック」 (以下「まとめてパック」といいます) を当社とご契約いただいた契約者 (以下「契約者」といいます) に対して、「Toppa!WiMAX サービス契約約款」と一体のものとして、適用されるものとします。

### 第1条 (まとめてパックについて)

- 1) まとめてパックは、当社の Toppa!WiMAX サービスと、当社の指定するパソコン等 (以下「対象商品」といいます) の譲渡を、一体としてご提供するプランです。
- 2) お申し込みについては、支払方法等についてクレジット会社の与信が有効でない等の理由に伴う、当社独自の審査がございます。かかる審査の結果、契約者のお支払いが確保できないと当社が判断したとき等には、当社は、お申し込みをお断りする場合があります。
- 3) 対象商品を契約者から発送する場合にかかる送料は、いずれの場合も、契約者の自己負担となります。

### 第2条 (料金について)

- 1) まとめてパックをお申し込みの契約者は、Toppa!WiMAX サービス契約約款の料金表の「Toppa!WiMAX データプラン (W) フラットまとめてパック」所定の金額を支払うものとします。なお、まとめてパックは、提供開始日より月額利用料が発生するものとし、提供開始日が月の途中の場合、当該月の月額利用料は、金 3,696 円 (税抜) をご利用日数に応じて日割した額に金 1,591 円 (税抜) を加算した額とします。
- 2) 契約者は、前項の他に対象商品の種類に応じて、申込書または重要事項説明書等にて当社が定める頭金を当社に支払うものとします。
- 3) まとめてパックのご利用料金のお支払方法については、当社指定の支払方法によるものとします。なお、当社指定の支払方法については、申込書または重要事項説明書にてご確認ください。

### 第3条 (利用契約期間について)

- 1) まとめてパックの最低利用期間は、提供開始日の属する月 (以下「課金開始月」といいます) から 24 ヶ月間 (2 年間) とします。
- 2) まとめてパックの提供開始月を 1 ヶ月目とする 24 ヶ月目の 25 日までに当社所定の手続きに従い、契約者からまとめてパックの更新拒絶の意思表示がない場合には、まとめてパックは、自動的に更新されるものとします。なお、この際、まとめてパックは、自動的に Toppa!WiMAX 定額使い放題プランに移行します。
- 3) 契約者が、まとめてパックの提供開始月から 24 ヶ月 (2 年) 以内に解約する場合、第 4 条所定の契約解除料をお支払いいただきます。

### 第4条 (契約解除料について)

まとめてパックご利用の契約者が提供開始月から 24 ヶ月 (2 年) 以内に、まとめてパックを解除 (キャンセル) した場合、契約者は、解除までの利用期間に応じて契約解除料を当社に支払うものとします。なお、まとめてパックの提供開始月から 25 ヶ月以降の解除については、契約解除料は発生いたしません。

#### 【契約解除料 (税抜)】

利用期間	1ヵ月目	2ヵ月目	3ヵ月目	4ヵ月目	5ヵ月目	6ヵ月目	7ヵ月目	8ヵ月目
契約解除料	46,381円	44,762円	43,143円	41,524円	39,905円	38,286円	36,667円	35,048円
利用期間	9ヵ月目	10ヵ月目	11ヵ月目	12ヵ月目	13ヵ月目	14ヵ月目	15ヵ月目	16ヵ月目
契約解除料	33,429円	31,810円	30,191円	28,572円	26,953円	25,334円	23,715円	22,096円
利用期間	17ヵ月目	18ヵ月目	19ヵ月目	20ヵ月目	21ヵ月目	22ヵ月目	23ヵ月目	24ヵ月目
契約解除料	20,477円	18,858円	17,239円	15,620円	14,000円	12,381円	10,762円	9,143円

#### 第5条（個人情報のお取り扱いについて）

当社がお申し込みを通じて契約者からいただく個人情報は、対象商品の発送、まとめてパックの提供のため、また契約者に商品・サービスに関する最新情報を提供するために当社プライバシーポリシー（[http://www.tp1.jp/ci/ci\\_policy.html](http://www.tp1.jp/ci/ci_policy.html)）に従い、利用することがあります。

#### 第6条（管轄について）

契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、双方が誠意を持って解決にあたるものとしませんが、解決が困難で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第7条（本付属約款の改訂について）

本付属約款は、事前に通知することなく改訂される場合があります。改訂時に、まとめてパックをご利用中の契約者は、改訂後の約款の内容に同意したものとみなされるものとします。

#### 第8条（対象商品の配送について）

対象商品の配送は、当社にて契約者のまとめてパック利用料のお支払いにかかる決済確定の確認がとれた時点で当社が手配するものとします。なお、日本国内のみの配送です。

#### 第9条（対象商品の交換について）

対象商品に初期不良があった場合、到着後8日以内に当社のToppa！モバイルサポートセンターまでご連絡を下さい。当社で動作確認を行い、初期不良と判断した場合には、同一商品との交換を、当社の費用で対応させていただきます。ただし、同一商品と交換できない場合には、同等商品との交換とさせていただきます。

#### 第10条（所有権の移転等）

対象商品の所有権（ソフトウェアの使用権を含みます）等は、契約者が対象商品の購入代金を完済した時点をもって、当社から契約者に移転します。

#### 第11条（保証について）

契約者をご購入いただいた対象商品は、対象商品のメーカー保証が適用されるものとし、当社は初期不良を除き、対象商品の修理・交換等に一切応じないものとします。

#### 第12条（対象商品にインストールされたソフトウェアの使用許諾について）

対象商品にインストールされているソフトウェア製品に係る知的財産権は、当該ソフトウェアに係る権利者が保持します。すべてのソフトウェア製品は対象商品に添付されている使用許諾契約書の規定が適用され、契約者は使用許諾契約書の規定を遵守するものとします。

#### 第13条（免責事項について）

- 1) 当社は、対象商品のスペック等に関する契約者自身の使用目的への適合性等については一切担保するものではありません。
- 2) 当社は、理由の如何を問わず、契約者が当社の提供する対象商品を使用することあるいは使用できなかったことに関する、契約者あるいは第三者に発生した損害・損失・不利益に関して一切の責任を負いかねます。

以上

制定日：平成24年4月1日

改定日：平成26年4月1日